

ユプリズナによる治療を受ける患者さんのための 医療費助成制度

【監修】横山 和正 先生 東静脳神経センター 院長
順天堂大学医学部 脳神経内科 非常勤講師



この小冊子は医療費の助成制度について解説しています。

視神經脊髄炎スペクトラム障害(NMOSD)は、条件を満たすと難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、難病法)による医療費助成が受けられる可能性があります。

その際、自己負担限度額は医療費総額、年収、加入している公的医療保険の種別や介護保険認定の有無などによっても異なりますので、あらかじめ申請窓口でご確認ください。申請窓口は住所地を管轄する健康福祉センター(保健所)ですが、申請から都道府県より指定難病医療受給者証が審査、認定、交付されるまで約3ヵ月程度かかります。その間に指定医療機関において自己負担で支払った医療費は都道府県の申請窓口に提示し払戻し請求することができます。

難病法による医療費助成が受けられない場合でも、高額療養費制度を活用できますので、この小冊子をよく読んで治療に役立てていただければ幸いです。

助成制度の概要

保険種類の確認(番号は保険証に記載された保険者番号の左2けた)

番号	保険名	問い合わせ先
06	組合管掌健康保険	ご加入の健康保険組合
31	国家公務員共済組合	
32	地方公務員等共済組合	
33	警察共済組合	
34	公立学校共済組合	

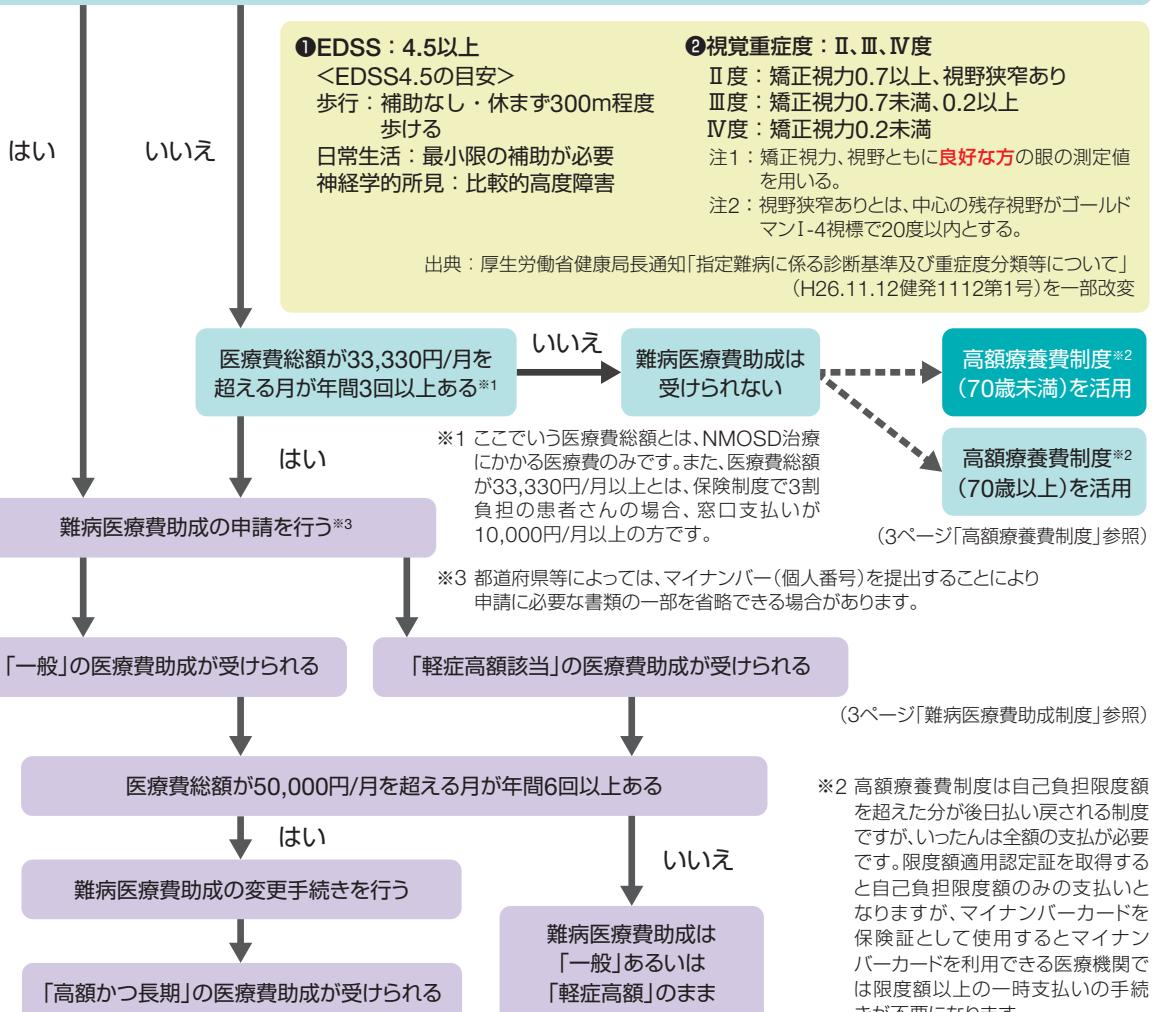
1ヶ月あたりの自己負担額の上限は各組合によって異なります。詳しくはご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

番号	保険名	問い合わせ先
01	協会けんぽ	市区町村
02	船員保険	
39	後期高齢者	
67	退職者医療	
なし	国民健康保険	

年齢と所得をご確認のうえ、3ページの表の年齢区分と所得区分をご参照ください。

医療費助成までの流れ

過去1年以内の症状が重症 下記①②のどちらか、または両方に該当する場合、「重症」



ユブリズナ添付文書2025年12月改訂(第4版)D6抜粋

6. 用法及び用量

通常、成人には、イネビリズマブ(遺伝子組換え)として1回300mgを初回、2週後に点滴静注し、その後、初回投与から6ヵ月後に、以降6ヵ月に1回の間隔で点滴静注する。

高額療養費制度(70歳未満)

所得区分		1ヵ月あたりの自己負担上限額	多数回該当
区分ア	年収約1,160万円～の方 健保：標準報酬月額83万円以上の方 国保：旧ただし書き所得※4901万円超の方	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
区分イ	年収約770万円～約1,160万円の方 健保：標準報酬月額53万～79万円の方 国保：旧ただし書き所得600万～901万円の方	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
区分ウ	年収約370万円～約770万円の方 健保：標準報酬月額28万～50万円の方 国保：旧ただし書き所得210万～600万円の方	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
区分エ	年収～約370万円の方 健保：標準報酬月額26万円以下の方 国保：旧ただし書き所得210万円以下の方	57,600円	44,400円
区分オ	住民税非課税の方	35,400円	24,600円

※4 旧ただし書き所得は、前年の総所得金額等から住民税の基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。総所得金額には、退職所得、雑損失の繰越控除などは含めません。

高額療養費制度(70歳以上)

所得区分		1ヵ月あたりの自己負担上限額		多数回該当
		外来 (個人ごと)	(世帯ごと)	
現役並み	年収約1,160万円～の方 標準報酬月額83万円以上の方 課税所得690万円以上の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		140,100円
	年収約770万円～約1,160万円の方 標準報酬月額53万円以上の方 課税所得380万円以上の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		93,000円
	年収約370万円～約770万円の方 標準報酬月額28万円以上の方 課税所得145万円以上の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般	年収約156万円～約370万円の方 標準報酬月額26万円以下の方 課税所得145万円未満の方	18,000円 (年間上限14万4千円)	57,600円	44,400円
住民税 非課税等	下記以外の方	8,000円	24,600円	多数回該当の適用なし
	年金收入のみの方の場合、年金受給額が80万円以下など、総所得金額がゼロの方		15,000円	多数回該当の適用なし

出典：厚生労働省保険局、「高額療養費制度を利用される皆さまへ（平成30年8月診療分から）」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000333280.pdf>)

難病医療費助成制度

階層区分	階層区分の基準 ()内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安	自己負担上限額(外来+入院) (患者負担割合:2割 ^{※5})		
		一般・軽症高額	高額かつ長期 ^{※6}	人工呼吸器等装着者
生活保護	一	0円	0円	0円
低所得I	市区町村民税 非課税(世帯)	2,500円	2,500円	1,000円
低所得II		5,000円	5,000円	
一般所得I	市区町村民税課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円)	10,000円	5,000円	
一般所得II	市区町村民税7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)	20,000円	10,000円	
上位所得	市区町村民税25.1万円以上 (約810万円～)	30,000円	20,000円	
入院時の食費		全額自己負担		

※5 保険制度で1割負担の方は1割です。

※6 「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

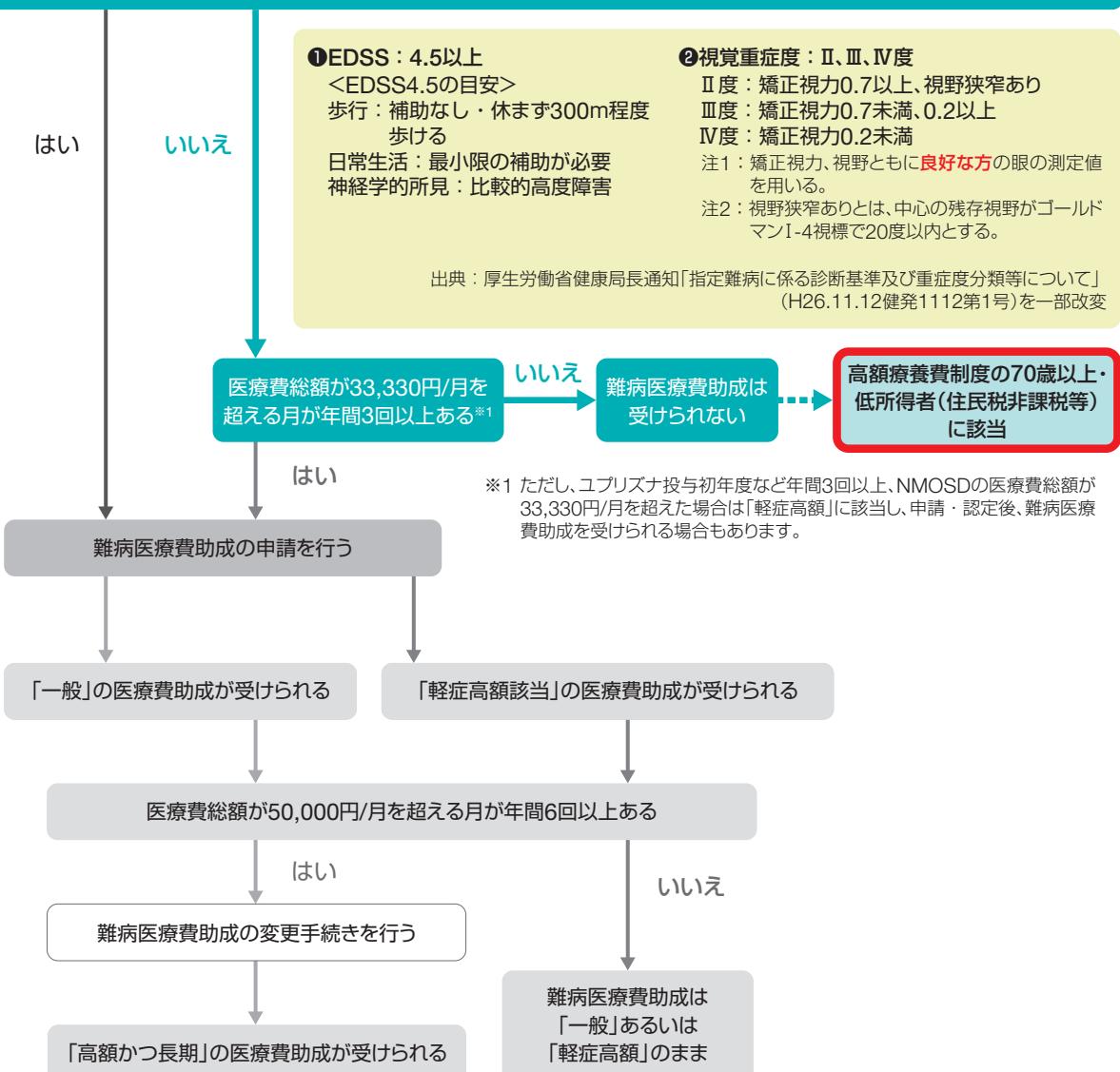
出典：難病情報センターホームページ(2025年12月現在) (<https://www.nanbyou.or.jp/entry/5460>)

Aさんの場合

軽症、72歳、女性、年収約78万円(独居)

4月から投与を開始したAさんの場合では、初年度10月は、「**難病医療費助成制度**」に申請できませんので、高額療養費制度を活用します。**投与例b**は、医療費総額が33,330円/月が年間3回を超えた11月に「**難病医療費助成制度**」に申請できますので、次年度4月と10月は「**難病医療費助成制度**」を利用できます。

過去1年以内の症状が重症 下記①②のどちらか、または両方に該当する場合、「重症」



計算例

初回投与から6ヵ月後の医療費：医療費総額10,485,912円^{※2}の場合の負担上限額は、8,000円。

以降6ヵ月に1回投与。**投与例b**の次年度4月、10月の医療費：負担上限額は、2,500円。

ユブリズナ薬価：100mg 10mL 1瓶349万5,304円(2025年12月現在)

投与例	初年度(2~3回)												次年度(2回)												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
a	◎						○						○						○						
b ^{※3}	○	○					○	申請					○						○						

年間3回目
↑

◎ 1ヵ月間に初回+2週後の投与を実施、○ 1ヵ月に1回投与

高額療養費制度
 難病医療費助成制度(軽症高額)

※2 医療費総額は、保険適用される診察費用の総額(10割)ですが、計算例として医療費総額をユブリズナ1回投与分の薬剤費10,485,912円で負担上限額を算出しています。

※3 **投与例b**のように投与開始日によっては月をまたぐこともあります。年間3回以上、NMOSDの医療費総額が33,330円/月を超えた場合は「軽症高額」に該当し、申請・認定後、難病医療費助成を受けられる場合もあります。難病医療費助成制度を利用した場合の負担上限額は**2,500円**です(3ページ参照)。

「投与例aの場合」高額療養費制度(70歳以上低所得者[住民税非課税等]の場合)

ユブリズナの投与は、初回と2週後を除いて半年に1回(年間2回)です。

そのため、投与開始の次年度を除き、医療費の総額が33,330円/月以上の月が年間3回未満の場合は、「軽症高額」に該当せず、難病医療費助成を受けられません。「軽症」患者さんの多くは「高額療養費制度」を活用することとなります。

被保険者の所得区分			自己負担限度額	
			外来(個人ごと)	外来・入院(世帯ごと)
現役並み所得者 ^{※4}	年収約1,160万円~の方 標準報酬月額83万円以上の方 課税所得690万円以上の方	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数回該当: 140,100円]		
	年収約770万円~約1,160万円の方 標準報酬月額53万円以上の方 課税所得380万円以上の方	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数回該当: 93,000円]		
	年収約370万円~約770万円の方 標準報酬月額28万円以上の方 課税所得145万円以上の方	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数回該当: 44,400円]		
一般所得者	年収約156万円~約370万円の方 標準報酬月額26万円以下の方 課税所得145万円未満の方	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 [多数回該当: 44,400円]	
住民税非課税等	下記以外の方	8,000円	24,600円	
	年金収入のみの方の場合、年金受給額が80万円以下など、総所得金額がゼロの方		15,000円	

※4 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

ユブリズナ添付文書2025年12月改訂(第4版)D6抜粋

6. 用法及び用量

通常、成人には、イネビリズマブ(遺伝子組換え)として1回300mgを初回、2週後に点滴静注し、その後、初回投与から6ヵ月後に、以降6ヵ月に1回の間隔で点滴静注する。

Bさんの場合

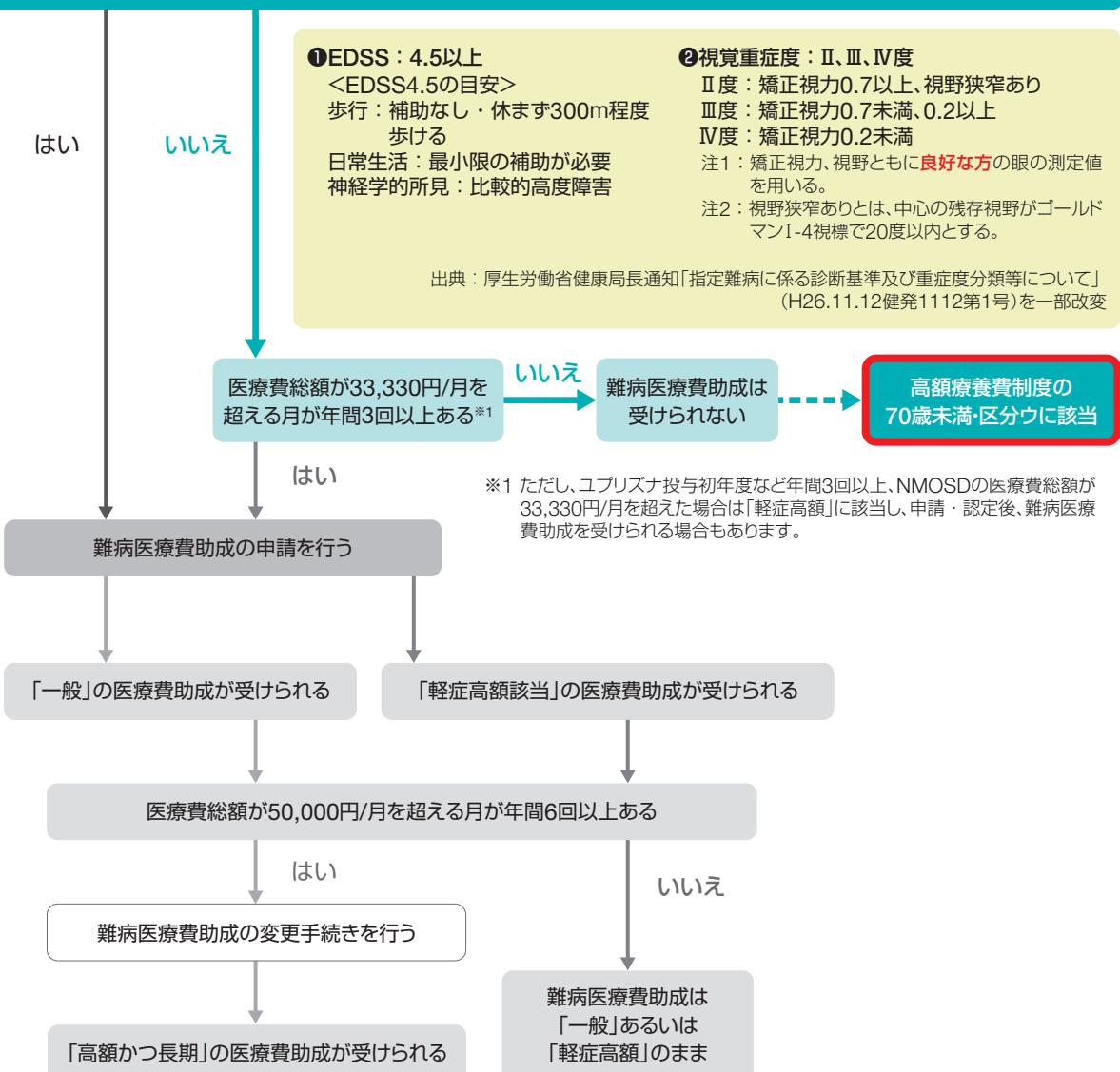


軽症、35歳、女性、会社員(被保険者*)、年収約380万円

*健康保険に加入している本人を被保険者といいます。被保険者に扶養されている家族は、被扶養者といいます。

4月から投与を開始したBさんの場合では、初年度10月は、**投与例a、b**(7ページの計算例参照)ともに「難病医療費助成制度」に申請できませんので、高額療養費制度を活用します。**投与例b**は、医療費総額が33,330円/月が年間3回を超えた11月に「難病医療費助成制度」に申請できますので、次年度4月と10月は「難病医療費助成制度」を利用できます。

過去1年以内の症状が重症 下記①②のどちらか、または両方に該当する場合、「重症」



ユプリズナ添付文書2025年12月改訂(第4版)D6抜粋

6. 用法及び用量

通常、成人には、イネビリズマブ(遺伝子組換え)として1回300mgを初回、2週後に点滴静注し、その後、初回投与から6ヵ月後に、以降6ヵ月に1回の間隔で点滴静注する。

計算例

初回投与から6ヵ月後の医療費：医療費総額10,485,912円^{※2}の場合の負担上限額は、182,289円。以降6ヵ月に1回投与。**投与例b**の次年度4月、10月の医療費：負担上限額は、20,000円。

計算式 $80,100\text{円} + (10,485,912\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\%$

ユブリズナ薬価：100mg 10mL 1瓶349万5,304円(2025年12月現在)

投与例	初年度(2~3回)												次年度(2回)												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
a	○						○						○					○							
b ^{※3}	○	○					○	申請					○						○						

年間3回目

◎ 1ヵ月間に初回+2週後の投与を実施、○ 1ヵ月に1回投与

 高額療養費制度
 難病医療費助成制度(軽症高額)

※2 医療費総額は、保険適用される診察費用の総額(10割)ですが、計算例として医療費総額をユブリズナ1回投与分の薬剤費10,485,912円で負担上限額を算出しています。

※3 投与例bのように投与開始日によっては月をまたぐこともあります。年間3回以上、NMOSDの医療費総額が33,330円/月を超えた場合は「軽症高額」に該当し、申請・認定後、難病医療費助成を受けられる場合もあります。難病医療費助成制度を利用した場合の負担上限額は**20,000円**です(3ページ参照)。

「投与例aの場合」高額療養費制度(70歳未満・区分ウの場合)

ユブリズナの投与は、初回と2週後を除いて半年に1回(年間2回)です。

そのため、投与開始の次年度を除き、医療費の総額が33,330円/月以上の月が年間3回未満の場合は、「軽症高額」に該当せず、難病医療費助成を受けられません。「軽症」患者さんの多くは「高額療養費制度」を活用することとなります。

被保険者の所得区分			自己負担限度額(世帯ごと)
区分ア	年収約1,160万円~の方 健保:標準報酬月額83万円以上の方 国保:旧ただし書き所得 ^{※4} 901万円超の方	252,600円+(総医療費 ^{※5} -842,000円)×1% [多数回該当 ^{※6} : 140,100円]	
区分イ	年収約770万円~約1,160万円の方 健保:標準報酬月額53万~79万円の方 国保:旧ただし書き所得600万~901万円の方	167,400円+(総医療費 ^{※5} -558,000円)×1% [多数回該当 ^{※6} : 93,000円]	
区分ウ	年収約370万円~約770万円の方 健保:標準報酬月額28万~50万円の方 国保:旧ただし書き所得210万~600万円の方	80,100円+(総医療費 ^{※5} -267,000円)×1% [多数回該当 ^{※6} : 44,400円]	
区分エ	年収~約370万円の方 健保:標準報酬月額26万円以下の方 国保:旧ただし書き所得210万円以下の方	57,600円 [多数回該当 ^{※6} : 44,400円]	
区分オ	住民税非課税の方	35,400円 [多数回該当 ^{※6} : 24,600円]	

※4 旧ただし書き所得は、前年の総所得金額等から住民税の基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。総所得金額には、退職所得、雑損失の繰越控除などは含めません。

※5 総医療費とは保険適用される診察費用の総額(10割)です。

※6 療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヵ月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

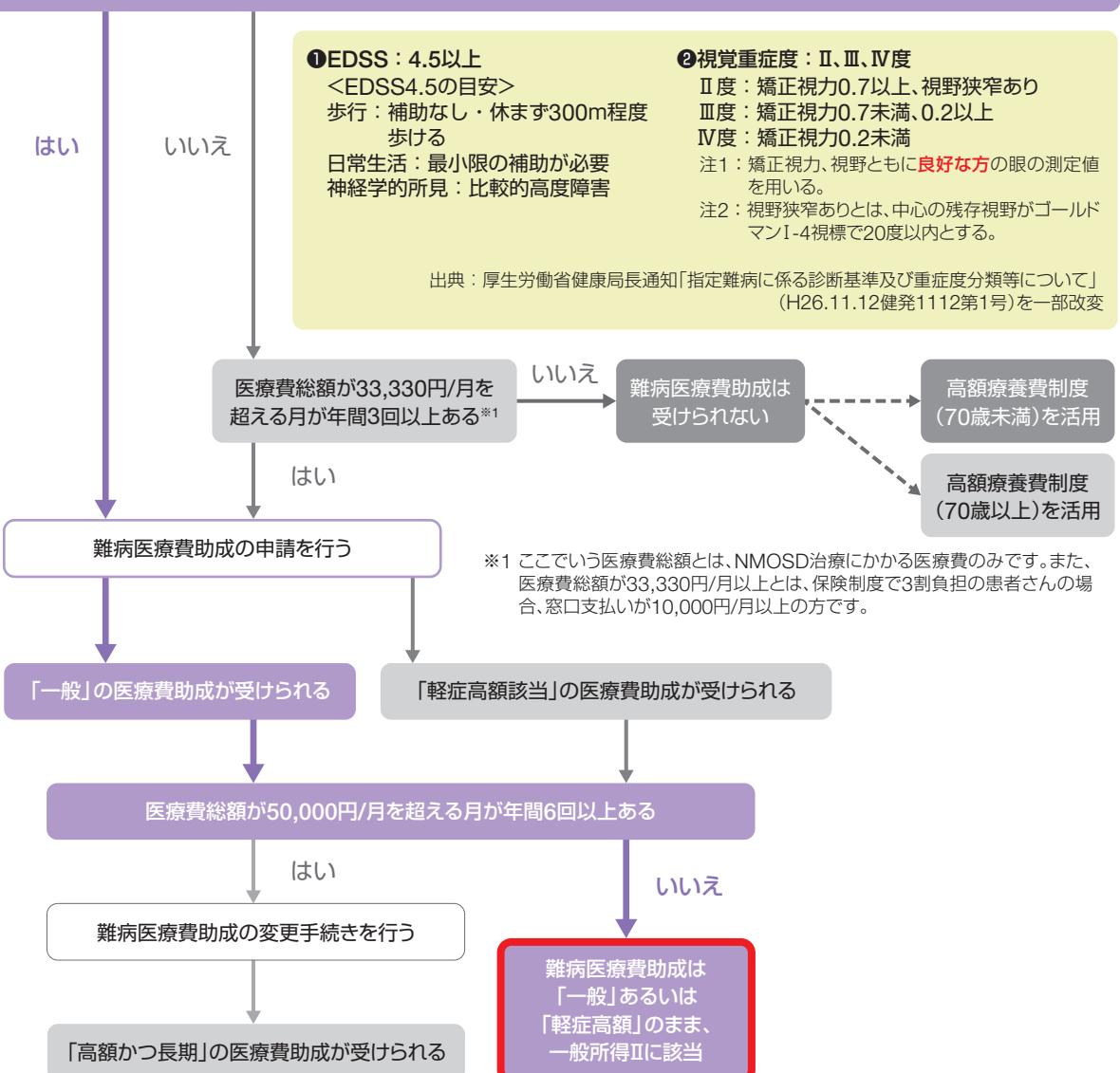
Cさんの場合

重症、30歳、女性、世帯年収約580万円



4月から投与を開始したCさんの場合では、過去1年以内の症状が重症になりますので、「難病医療費助成制度」に申請を行い、活用することとなります。初年度の10月は「一般」の医療費助成が受けられます。

過去1年以内の症状が重症 下記①②のどちらか、または両方に該当する場合、「重症」



計算例

初回投与から6ヵ月後の医療費：医療費総額10,485,912円^{※2}の場合の負担上限額は、20,000円。以降6ヵ月に1回投与。

ユブリズナ薬価：100mg 10mL 1瓶349万5,304円(2025年12月現在)

投与例	初年度(2~3回)												次年度(2回)												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
a	◎						○						○						○						
b ^{※3}	○	○					○						○						○						

◎ 1ヵ月間に初回+2週後の投与を実施、○ 1ヵ月に1回投与

■ 難病医療費助成制度

※2 医療費総額は、保険適用される診察費用の総額(10割)ですが、計算例として医療費総額をユブリズナ1回投与分の薬剤費10,485,912円で負担上限額を算出しています。

※3 投与例bのように投与開始日によっては月をまたぐこともありますが、過去1年以内の症状が重症になりますので、投与開始日にかかわらず、難病医療費助成に申請・認定後、難病医療費助成を受けられます。

難病医療費助成制度(一般所得IIの場合)

階層区分	階層区分の基準 ()内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安	自己負担上限額(外来+入院) (患者負担割合:2割 ^{※4})		
		一般、軽症高額	高額かつ長期 ^{※5}	人工呼吸器等装着者
生活保護	—	0円	0円	0円
低所得I	市区町村民税 非課税(世帯)	本人年収 ~80万円	2,500円	2,500円
低所得II		本人年収 80万円超~	5,000円	5,000円
一般所得I	市区町村民税課税以上7.1万円未満 (約160万円~約370万円)	10,000円	5,000円	1,000円
一般所得II	市区町村民税7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円~約810万円)	20,000円	10,000円	
上位所得	市区町村民税25.1万円以上 (約810万円~)	30,000円	20,000円	
入院時の食費		全額自己負担		

※4 保険制度で1割負担の方は1割です。

※5「高額かつ長期」とは、NMOSD治療にかかる月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が6回以上)

ユブリズナ添付文書2025年12月改訂(第4版)D6抜粋

6. 用法及び用量

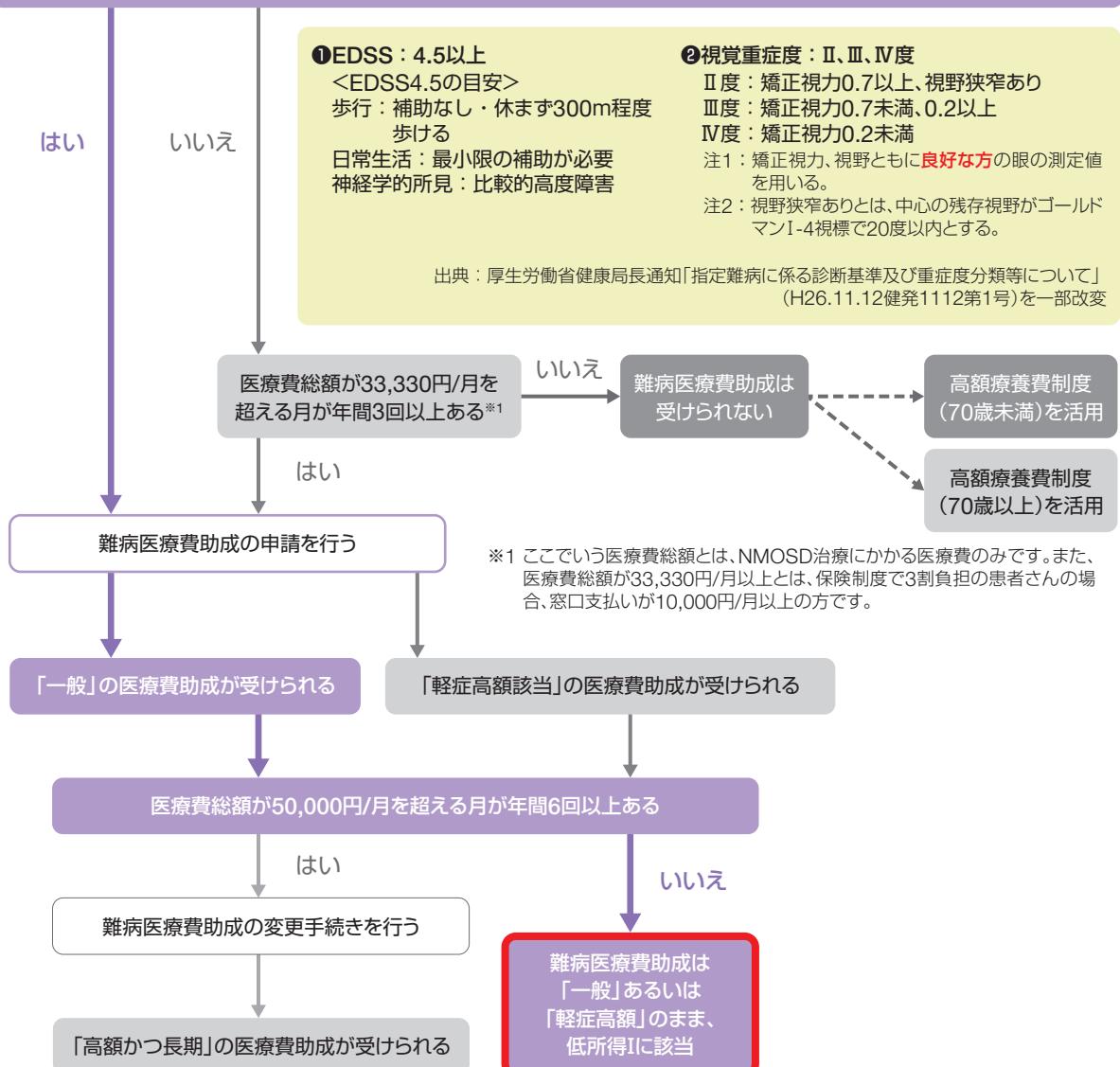
通常、成人には、イネビリズマブ(遺伝子組換え)として1回300mgを初回、2週後に点滴静注し、その後、初回投与から6ヵ月後に、以降6ヵ月に1回の間隔で点滴静注する。

Dさんの場合

重症、43歳、女性、世帯年収約78万円(独居)

4月から投与を開始したDさんの場合では、過去1年以内の症状が重症になりますので、「難病医療費助成制度」に申請を行い、活用することとなります。初年度の10月は「一般」の医療費助成が受けられます。

過去1年以内の症状が重症 下記①②のどちらか、または両方に該当する場合、「重症」



計算例

初回投与から6ヵ月後の医療費：医療費総額10,485,912円^{※2}の場合の負担上限額は、2,500円。
以降6ヵ月に1回投与。

ユブリズナ薬価：100mg 10mL 1瓶349万5,304円(2025年12月現在)

投与例	初年度(2~3回)												次年度(2回)												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
a	◎						○						○						○						
b ^{※3}	○	○					○						○						○						

◎ 1ヵ月間に初回+2週後の投与を実施、○ 1ヵ月に1回投与

 難病医療費助成制度

※2 医療費総額は、保険適用される診察費用の総額(10割)ですが、計算例として医療費総額をユブリズナ1回投与分の薬剤費10,485,912円で負担上限額を算出しています。

※3 投与例bのように投与開始日によっては月をまたぐこともあります。過去1年以内の症状が重症になりますので、投与開始日にかかわらず、難病医療費助成に申請・認定後、難病医療費助成を受けられます。

難病医療費助成制度(低所得Iの場合)

階層区分	階層区分の基準 ()内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安		自己負担上限額(外来+入院) (患者負担割合: 2割 ^{※4})		
			一般、軽症高額	高額かつ長期 ^{※5}	人工呼吸器等装着者
生活保護	-		0円	0円	0円
低所得I	市区町村民税 非課税(世帯)	本人年収 ~80万円	2,500円	2,500円	1,000円
低所得II		本人年収 80万円超~	5,000円	5,000円	
一般所得I	市区町村民税課税以上7.1万円未満 (約160万円~約370万円)		10,000円	5,000円	1,000円
一般所得II	市区町村民税7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円~約810万円)		20,000円	10,000円	
上位所得	市区町村民税25.1万円以上 (約810万円~)		30,000円	20,000円	
入院時の食費			全額自己負担		

※4 保険制度で1割負担の方は1割です。

※5「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が6回以上)

ユブリズナ添付文書 2025年12月改訂(第4版)D6抜粋

6. 用法及び用量

通常、成人には、イネビリズマブ(遺伝子組換え)として1回300mgを初回、2週後に点滴静注し、その後、初回投与から6ヵ月後に、以降6ヵ月に1回の間隔で点滴静注する。



ユプリズナによる治療を受ける患者さんのための情報サイト

ユプリズナ.jpのご案内



ユプリズナによるNMOSDの治療を受ける患者さんのための情報を掲載しています。

主な掲載コンテンツのご紹介

NMOSDについて

ユプリズナの治療方法や投与間隔について解説しています。

- NMOSDとは
- NMOSDの経過
- 診断に用いられる検査
- NMOSDの治療方法

ユプリズナによる治療

- NMOSDの治療の流れ
- ユプリズナについて
- NMOSDとユプリズナ
- ユプリズナによる治療を始めるにあたって

治療期間中・終了後の注意

治療期間中・終了後における日常生活で気をつけることについて解説しています。

ユプリズナの副作用

ユプリズナの治療後に注意すべき症状、副作用について解説しています。

FAQ

ユプリズナに関するよくあるご質問への回答を掲載しています。

医療費助成について

サポートツール

NMOSDの医療費助成についてこちら

